

○ 賃貸住宅管理業者登録規程 正誤表

正	誤
<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第八号及び第十号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第八号から第十号までに掲げる書面)を添付するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号及び第九号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる書面)を添付するものとする。</p> <p>(以下略)</p>
<p>(登録をしない場合)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十三条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者</u></p> <p>三 賃貸住宅管理業者で法人であるものが<u>第十三条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消された場合において、その抹消の日前六十日以内にその賃貸住宅管理業者の役員であった者でその抹消の日から二年を経過しないもの</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(登録をしない場合)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十二条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者</u></p> <p>三 賃貸住宅管理業者で法人であるものが<u>第十二条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消された場合において、その抹消の日前六十日以内にその賃貸住宅管理業者の役員であった者でその抹消の日から二年を経過しないもの</u></p> <p>(以下略)</p>

○ 賃貸住宅管理業務処理準則 正誤表

正	誤
(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等) 第八条 (略) 一 (略) 二 <u>第五条第一項第四号</u> に掲げる事項 三～五(略) 2 (略) 3 実務経験者等は、前二項の説明をするときは、説明の相手方に対し、 <u>実務経験者等</u> であることを示す書面又はその写しを提示しなければならない。 (以下略)	(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等) 第八条 (略) 一 (略) 二 <u>第五条第四号</u> に掲げる事項 三～五(略) 2 (略) 3 実務経験者等は、前二項の説明をするときは、説明の相手方に対し、 <u>第七条に規定する者</u> であることを示す書面又はその写しを提示しなければならない。 (以下略)
(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) 第九条 (略) 一 (略) 二 <u>第六条第一項第三号</u> に掲げる事項 (以下略)	(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) 第九条 (略) 一 (略) 二 <u>第六条第三号</u> に掲げる事項 (以下略)
(転貸の場合の賃借人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) 第十一条 (略) 一 (略) 二 <u>第六条第一項第三号</u> に掲げる事項及び事務所の電話番号その他の連絡先等	(転貸の場合の賃借人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) 第十一条 (略) 一 (略) 二 <u>第六条第三号</u> に掲げる事項及び事務所の電話番号その他の連絡先等
(書類の閲覧) 第二十条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業者登録規程 <u>第九条</u> の報告に係る書面をその事務所ごとに備え置き、賃借人等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。	(書類の閲覧) 第二十条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業者登録規程 <u>第八条</u> の報告に係る書面をその事務所ごとに備え置き、賃借人等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。